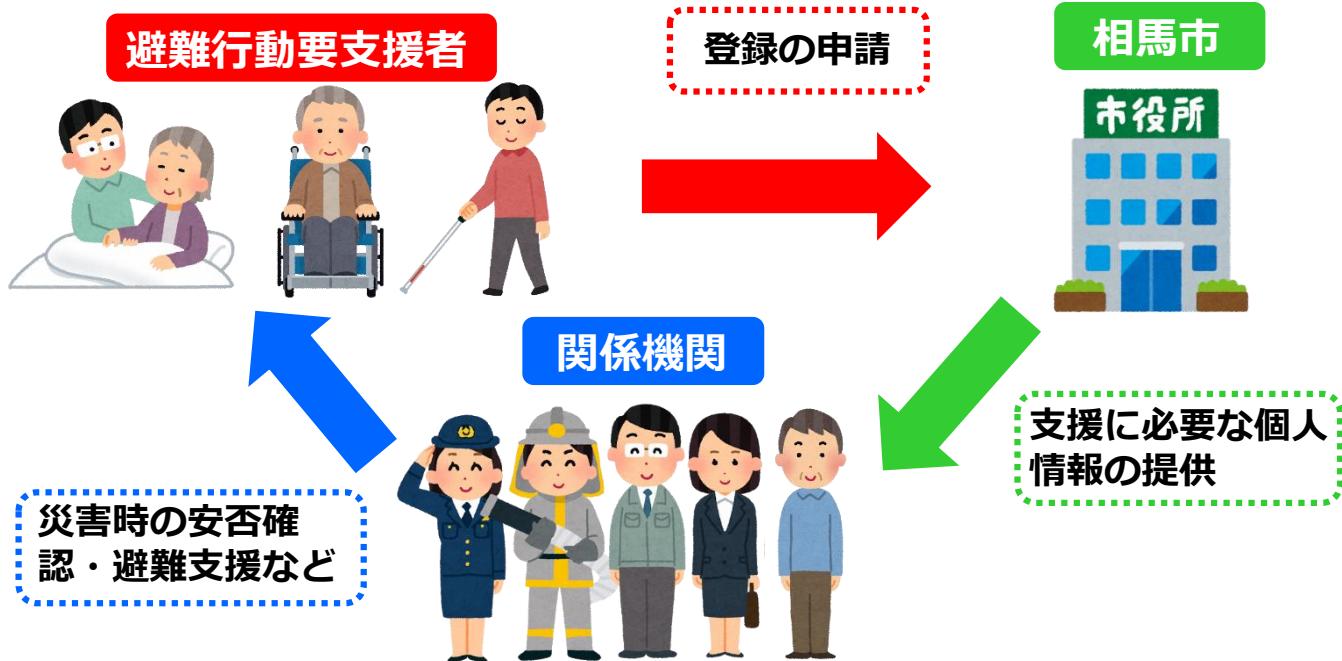


避難行動要支援者支援事業について

市では、災害が発生した際に自ら避難することが困難な方で、特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）の名簿を作成することで、災害時の安否確認や避難支援を実施しております。

1. 避難行動要支援者支援事業とは

地域における支援を希望される方を「避難行動要支援者名簿」に登録し、関係機関（消防、警察、民生委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会等）に対して、日頃からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難支援に活用しています。



2. 避難行動要支援者の対象範囲

避難行動要支援者の範囲は、原則として次の（1）と（2）のいずれにも該当する市民となります。

- （1）災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある下記①～⑧に該当する方
（2）関係機関への個人情報の提供に同意する方
(施設・病院に入所・入院されている方は対象になりません)

- ① 介護保険の要介護 3 以上の認定を受けている方
- ② 65 歳以上の高齢者で一人暮らし、高齢者のみ世帯、高齢者と児童 15 歳未満のみの世帯
- ③ 身体障害者手帳 1 級、2 級を所持している方
- ④ 療育手帳 A を所持している方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級を所持している方
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 常に特別の医療などを必要とする在宅で療養している方
- ⑧ その他避難行動に不安があり支援を希望する方

3.個人情報の取り扱いについて

関係機関（消防、警察、民生委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会等）に対して、地域での必要な下記個人情報を提供し、災害に備えた日頃からの関係づくりのための活用にのみに使用します。本人の同意なく目的以外のことには使用しません。

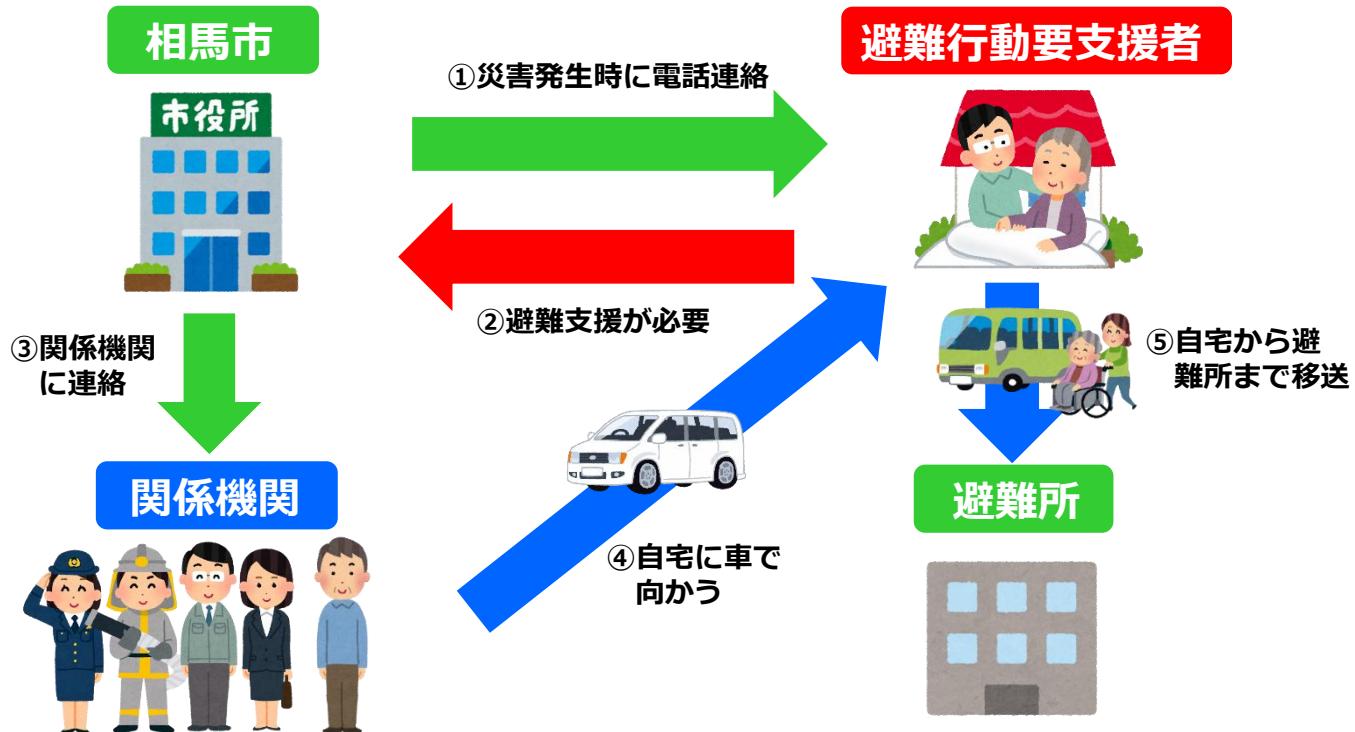
登録申請の際には、個人情報を提供してもよいという本人の同意が必要となります。

提供する個人情報

- ① 氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号など
- ⑥避難支援等を必要とする理由 ⑦その他市長が必要と認めるもの

4.具体的な避難支援

避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、自力もしくは家族等の支援が得られず避難所まで避難できない方を避難所まで移送する避難支援を実施しています。



5.ご理解いただきたいこと

大規模災害発生時には、地域の支援者地震や家族も含め、誰もが被災者になる危険性があります。そのため災害時の避難支援が保証されるものではありません。

お問い合わせ先

相馬市役所 社会福祉課（市役所1階）
相馬市中村字北町63番地の3 ☎0244-37-2204